

時事新報定價
時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價は左の如し

時事新報定價
一號 貳圓五厘〇一箇月 前金五十錢〇三箇月 前金壹圓四拾五錢〇六箇月 前金貳圓八拾五錢〇一箇年 前金五圓六拾錢〇月曜日休刊(此他大祭祝日年始年末一切休刊セズ)

時事新報送付料
一 日本國內並に朝鮮京城、仁川、釜山、元山、津浦、南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加拿大を經て郵送する歐洲各國 一箇月 金六拾錢

時事新報寄稿料
一 行五活字廿四行 一日 一頁以上 七日以上 一頁 一付 十三錢 十一錢 十錢

時事新報

英國の干渉
近日の時事新報にも記したる如く過般以來英國が歐戰を起し、フランスを援助し、ドイツを攻撃し、フランスに對しては、フランスの生命財產を保護するが爲めに非ずして日本に向て兵力的干渉を...

時事新報寄稿料
時事新報の廣告料は都て定價以下の通り引受くる者なればも取次人の内には往々定價以下にて引受くる者あり由今後斯る事實を發見する時は直ちに其取次人に對し本報廣告の取次を謝絶する事もあるべきに付豫め廣告依頼者諸君に公告す

時事新報寄稿料
本報に寄稿せしむる者は、其稿は凡て寄稿者に返長せず、又本報に保存せず

時事新報寄稿料
本報に寄稿せしむる者は、其稿は凡て寄稿者に返長せず、又本報に保存せず

時事新報寄稿料
本報に寄稿せしむる者は、其稿は凡て寄稿者に返長せず、又本報に保存せず

神佛各宗に關する法律案

神佛各宗に關する法律案
第一條 神道各派佛道各本山に各一人の管長を置く(鳩山和夫氏外六名提出)
第二條 管長を定むべき規則は神佛各宗の教規宗規を一定し内務大臣に提出し其の届出の事項に變更あるときは亦同し

神佛各宗に關する法律案
第三條 管長は各宗の立教開宗の主義に由りて左項の條規を定め内務大臣に届出せしむる事
第四條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第五條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事

神佛各宗に關する法律案
第六條 管長は各宗の分限及其の稱號を定むる事
第七條 從來各派各本山聯合して一管長を置きたるものにして繼續せしむるものは更に協議の上届出を爲す(鳩山和夫氏外六名提出)

劉坤一の出陣

劉坤一の出陣
清軍總督劉坤一の出陣
新聞に記する所は左の如し
通州に駐する劉坤一は、...

劉坤一の出陣
清軍總督劉坤一の出陣
新聞に記する所は左の如し
通州に駐する劉坤一は、...

劉坤一の出陣
清軍總督劉坤一の出陣
新聞に記する所は左の如し
通州に駐する劉坤一は、...